イ　ジョブ・カードを活用したきめ細かなキャリア・コンサルティングによる就職促進

職業能力形成プログラムの受講希望者及びジョブ・カード交付希望者に対し、登録キャリア・コンサルタントによるきめ細かなキャリア・コンサルティングを行い、ジョブ・カードの作成支援を通じた意識啓発や課題の明確化を図る。その上で、同プログラムへの誘導又は職業紹介等により、対象者に応じた職業キャリア形成を支援する。特に、同プログラムの対象者と判断される者に対しては、同プログラムへの誘導を積極的に行う。

また、同プログラム修了後、未就職の状態にある求職者に対しては、ジョブ・カードにおける評価シート等を活用してキャリア・コンサルティングを行い、同プログラム修了の成果を求人企業にアピールできるものとなるようジョブ・カードの作成を支援する等により、正社員への移行を促進する。

九　外国人の就業促進等及び技能実習制度の適正な実施

日系人等の定住外国人の就労状況をみると、製造業の生産工程に従事し、派遣・請負といった不安定な雇用形態が中心であり、現下の経済社会情勢の下で、これらの定住外国人労働者が厳しい雇用調整の対象とされている。こうした労働者については、日本語に未習熟であることや我が国の雇用慣行、労働関係法令に不案内であることに加え、職業経験も十分でないため、一旦離職した場合等には、極めて厳しい状況に置かれることから、引き続き安定雇用の確保に向けた適切な支援が求められている。

また、非正規労働者としての就労が多く、社会保険の未加入が多いなどの問題等があることから、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）や外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十六号。以下「外国人指針」という。）に基づく就労状況の把握や事業主指導の強化による雇用管理の適正化が求められている。

一方、専門的・技術的分野の外国人の就業促進については、日本の大学・大学院への留学生に卒業後の日本企業への就職を希望する者が多くなっている一方、日本企業の間にも国際的な事業活動を担う人材への要求が高まっており、留学生の国内就職支援も含め、東京、大阪、愛知の外国人雇用サービスセンター及び福岡学生職業センターを中心に、全国ネットワークを活用した支援を行っている。しかしながら、専門的・技術的分野の外国人が我が国の企業に就職するための在留資格は、「技術」、「人文知識・国際業務」を始め広く開かれているにもかかわらず、現実には、外国人材と企業との間の意識や、希望する処遇・職業キャリア形成の在り方等をめぐるギャップから、就職が進んでいない現状にある。このため、専門的・技術的分野の外国人の更なる就業促進のためには、外国人材の人事・労務管理等、外国人労働者の雇用管理の改善、整備が課題となっている。

(一)　日系人をはじめとする定住外国人に関する就労環境の改善及び離職した場合の支援

ア　公共職業安定所窓口の相談機能

日系人が集住している地域を中心に日本語能力が十分ではない求職者に対する相談機能を確保するため、公共職業安定所窓口においてスペイン語、ポルトガル語等求職者の母国語の通訳の配置を行う。この取組の中で、外国人求職者専門の相談員、日系人就労促進ナビゲーターによるマッチング機能の強化を行う。また、市町村と連携した生活全般に対応できる相談窓口を設置し、就労支援、生活支援を行う。

イ　日本語能力等の不足による就職困難者への支援

日本語能力に未習熟であることや我が国の雇用環境、労働関係法令に不案内であること、職務経験が不十分であること等のために安定就労に結びつかない者を対象とした就労準備研修を行うとともに、研修修了者に対し積極的なマッチングを行う。また、日本語能力に配慮した職業訓練が設定された場合には、求職者への積極的な情報提供及び確実な誘導を行うとともに、訓練修了者に対する積極的なマッチングを行う。

ウ　外国人雇用状況の届出の徹底と事業主指導

公共職業安定所においては、事業主に対し、外国人雇用状況の届出制度の徹底を図るとともに、外国人指針に基づく雇用管理改善及び再就職の援助のための助言、指導を計画的・機動的に実施する。具体的には、労働・社会保険や労働関係法令の周知啓発に加え、雇用維持や安易な解雇の防止、再就職援助の努力についての指導・啓発を行う。加えて、不就労の日系人若年者に対する職業キャリア形成等、外国人の就業環境の改善を推進する。

(二)　専門的・技術的分野の外国人の就業促進

専門的・技術的分野の外国人の就業促進を図るために、留学生の国内就職支援も含め、外国人雇用サービスセンターを中心に全国ネットワークを活用して、大学や地方公共団体等と連携の上で日本国内における就職支援を行うとともに、その能力発揮及び定着促進を念頭に置き、企業における外国人の雇用管理の改善のための取組を支援する。

また、質の高い留学生の国内就職の促進を図るために、大学、経済団体等との連携を強化し、留学生向けのインターンシップの推進等を行う。

(三)　技能実習制度の適正な実施

技能実習制度については、現在の外国人研修生の法的保護の強化の観点から、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）が改正され、平成二十二年七月一日より施行される。これにより、技能実習生には入国一年目から労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）等の労働関係法令が適用されることを踏まえ、監理団体・実習実施機関への巡回指導、母国語による電話相談等により、本制度の適正な実施を推進する。

十　仕事と生活の調和の実現

今日、女性の社会参加が進み、勤労者世帯の過半数が共働き世帯となるなど人々の生き方が多様化している一方で、職場や家庭、地域における男女の固定的な役割分担の意識が依然として残っている。また、仕事と子育て・介護の両立に悩むなど、多様な働き方の選択が困難であることが指摘されている。

仕事と生活の調和の実現のためには、メンタルヘルスの不調の未然防止を図る観点からの職場環境等の改善、メンタルヘルスの不調により休業した労働者が円滑に職場復帰するための支援を行う等、企業における総合的なメンタルヘルス対策の推進を図ることが必要である。

また、厳しい経済情勢の中で、所定外労働を中心に長時間労働が減少傾向にあるが、今後の景気回復期も含め長時間労働を抑制するという視点が求められている。さらに、年次有給休暇の取得率については、近年五割を下回る状況にあることから、年次有給休暇の完全取得を目指し、計画的付与制度の活用を図るなど、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりや、労使の意識改革を図る必要がある。なお、緊急経済対策において、年次有給休暇の取得促進、休暇分散取得等を政労使一丸となって推進することが盛り込まれたことを踏まえ、長期休暇の取得促進及び休暇取得の分散化などに向けた取組を進めることが必要である。